

# 議会改革推進会議

## 第2回会議 次第

日時：令和元年8月20日

午後3時30分～

場所：議事堂大会議室

### 1 開会

### 2 協議事項

(1) 常任委員会のインターネット録画中継について

(2) 質問機会のあり方について

### 3 報告事項

広報編集委員会の設置と第1回委員会の開催内容について

### 4 その他

### 5 閉会

#### <資料>

- ・資料1 インターネット録画配信に向けた常任委員会の運営方法について
- ・資料2 質問回数（議員1人あたり総質問数に対する回数）の変遷について
- ・令和元年度議会改革に関する行動計画
- ・広報編集委員会設置要綱
- ・広報編集委員会委員名簿

## インターネット録画配信に向けた常任委員会の運営方法について

### 論点 1

報告事項が多い、報告が長いとの指摘もあり、報告事項を厳選すべきでないか。

(参考) 経営企画委員会では、H30から定例的なものは資料配付のみとしている。

### 論点 2

視聴している県民にとって分かりやすい議論とは、どういうものか。

- ・本会議も含め、質問の重複をなくす、議論を深めていく。
- ・質問に対して的確に答弁する。  
⇒ ゆるやかな事前通告制を採用するか。( ≒ 現状どおり)

### 論点 3

正副委員長申合せ事項である「簡潔な質疑・質問と説明・答弁、委員相互間の均衡」を具体化するか。

- ・費用対効果、生産性向上という視点は必要ないか。
- ・働き方改革という視点も必要ではないか。
- ・議論を深める技法的なアプローチを盛り込むか。

(正副委員長会議申合せ事項)

#### 2 委員会の運営

- (4) 委員の発言時間については、委員長においてできるだけ委員相互間の均衡を図るとともに、委員会の出席者においては、簡潔な質疑・質問及び説明・答弁に努めるなど、円滑な委員会運営に協力するものとする。

資料2

質問回数（議員1人あたり総質問数に対する回数）の変遷について

会派名	H18	H19～20	H21～22	H23～24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
自民党	2.09	2.34	2.44	2.32	2.33	2.07	2.26	2.41	2.40	2.31	2.44
社会民主党 (社民・無所属)	3.00	3.50	3.50	3.00	3.00	3.00	3.50	3.50	3.20	3.20	3.00
民進党 (民主・県民)	—	2.66	2.66	3.50	3.25	3.00	3.00	3.00	—	—	—
新・県民会議	3.25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公明党	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
日本共産党	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
1人会派・無所属	—	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.50
代表質問の割振り	自民 社民 新・県民会議	自民 社民	自民 民主・県民	自民 民主・県民	自民	自民	自民 社民・無所属	自民 社民・無所属	自民 社民・無所属	自民 社民・無所属	自民
備 考	予特 6人/日 県議選のため2 月定例会会期短 縮	県議選のため2 月定例会会期短 縮(H22)	H24.12補選	県議選のため2 月定例会会期短 縮	H28.10補選	県議選のため2 月定例会会期短 縮	—	—	—	—	6月、9月、11月 定例会の一般は 6人/日

↑  
6月定例会の会期を1日延長（予算特別委員会：1日→2日）  
議員定数の削減（45人→40人）

令和元年度 富山県議会 議会改革の取り組み  
【議会改革に関する行動計画】

令和元年6月27日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

(1) 県議会広報の充実

県議会への理解をより深めていただくため、定例会の概要等を掲載した広報紙を試行的に発行、配布することとし、その内容、既存媒体のブラッシュアップなども含め、広報のあり方を検討するため、議員で構成する広報編集委員会（仮称）を議長の下に設置する。

(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信

常任委員会の録画配信を試行できるよう、委員会の運営について検討する。また、本会議や予算特別委員会、決算特別委員会総括質疑について、スマートフォンによる視聴を開始する。

また、県議会ホームページを県ホームページ（執行部）に合わせてリニューアルし、高齢者や障害者の方々にも配慮したものとする。（令和2年度の公開を目指す。）

3 住民参加の取り組み

(1) 議会報告会の試行、大学生・高校生等への主権者としての意識醸成

議会傍聴、県議会議員との意見交換を政策テーマを設定して実施する。また、議会報告会を県議会議員との意見交換会や政策討論委員会などと併せて試行する。

4 新たな機能強化の取り組み

(1) 議会におけるITの活用の検討

ペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入など、議事運営におけるITの活用を検討する。

(2) 本会議、予算特別委員会における質問・質疑のあり方

質問機会のあり方についての方向性を議論し、所管する協議の場等へ引き継ぐものとする。

(3) 危機管理対応

大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基づき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を検討する。

## 広報編集委員会設置要綱

令和元年7月4日

### (設置目的)

第1条 議会活動の広報について検討するため、議会改革推進会議の決定に基づき、議長の下に、広報編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 試行的に発行する広報紙の内容等及び広報紙と他の広報媒体の組み合わせによる効果的な方法

(2) ホームページなど既存の広報媒体のブラッシュアップ

### (構成)

第3条 委員会は、議員10名（以下「委員」という。）で構成する。

2 委員の構成は、自由民主党6名並びに社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

### (届出)

第4条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

### (招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で決定する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

### (招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条の規定にかかわらず、議長が招集する。

# 広報編集委員会委員名簿

(会派別、期別順)

委 員 山 本 徹

" 藤 井 裕 久

" 永 森 直 人

" 平 木 柳太郎

" 川 島 国

" 藤 井 大 輔

" 岡 崎 信 也

" 津 本 二三男

" 吉 田 勉

" 杉 本 正